

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 16日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第12号

佐用町商工業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町商工業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 16日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町商工業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町商工業関係補助金等交付要綱（令和2年佐用町要綱第25号）の一部を次のように改正する。

別表2補助金の額の項中「3 公益財団法人ひょうご産業活性化センターが実施する「商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業」による補助を受ける場合は、1年目は補助対象経費に6分の1を乗じた額で1事業者75万円を上限、2年目は補助対象経費に3分の1を乗じた額で1事業者50万円を上限とする。」を削り、「4」を「3」に改める。

別表6を次のように改める。

別表6（第2条関係）

第5次中小企業者支援融資利子補給事業

補助事業名	第5次中小企業者支援融資利子補給事業
補助事業の目的	佐用町商工会（以下、町商工会という）が中小企業者支援融資利子補給事業を実施するにあたって、予算の範囲内で補助金を交付することにより、町内中小企業者の支援及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	町商工会
補助事業の対象となる経費	利子補給事業に要する経費であって、次に掲げる経費とする。 (1)令和8年4月1日から令和11年3月31日までに融資実行された町内中小企業者が事業健全化のために政府系金融機関又は民間金融機関から借入れた資金借入金（カードローン、クレジット会社、農林漁業協同組合からの借入れを除く。）に係る利子に対し町商工会が支払った利子補給金。ただし、利子補給金の対象となる期間は、借入実行日から3年を経過する日までとする。 (2)その他町長が必要と認める経費
補助金の額	資金借入金利子に2分の1を乗じた額（ただし、補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）で、1事業者10万円を上限とする。
その他の事	補助金交付の条件は、補助金交付決定通知書（様式第2号）

項	のとおりとする。
---	----------

別に定める事項

関係条項	内容
第3条	(添付書類) 1 収支予算書 2 その他
第5条第1項	(軽微な経費配分の変更) 経費区分の新設又は廃止以外の変更、経費区分相互間において30%未満の変更、及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業区分の新設又は廃止以外の変更、及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
第6条第1項	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 変更を必要とする場合速やかに
第8条	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。